

ユニチカ損害賠償請求事件（住民訴訟）最高裁決定
に対する本市の認識について

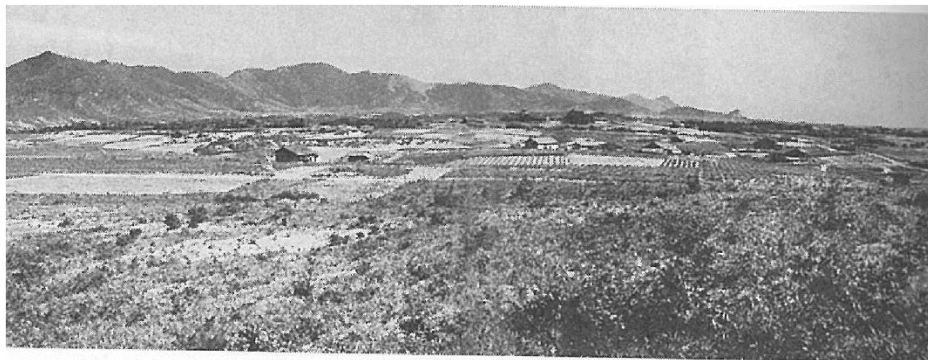
令和2年10月

豊橋市

1 これまでの経過

(1) 工場の誘致と整備

- ・戦後、日本は極度の食糧不足に陥り、その打開策として、昭和20年11月、当時の農林大臣が緊急開拓事業実施要領を閣議に提出し、土地改良を進めることとなりました。開墾・開拓の対象地としては、旧軍用地や国有林等が挙げられ、市内では、高師原、天伯原の旧軍用地が入植の計画地として開拓が進められました。
- ・高師原、天伯原は、もともと小松や低木しか生えない荒れ地であり、農業には適した土地とは言えないやせ地でした。しかも、台地や丘陵地のため水利に恵まれず、また、ブルドーザーが入れない場所も多かったため、そうしたところの開墾は人力に頼らざるを得ない状況でした。開墾は困難を極め、入植1年目は半数近くが離農したことからも入植者の生活難がいかに深刻だったかを物語っています。
- ・また、戦後の本市の財政構造は、産業振興が思うにまかせず歳入不足に陥っており、道路、文化施設、上下水道の整備といった市民生活の向上を図るためにも、工業化の推進が強く求められていました。



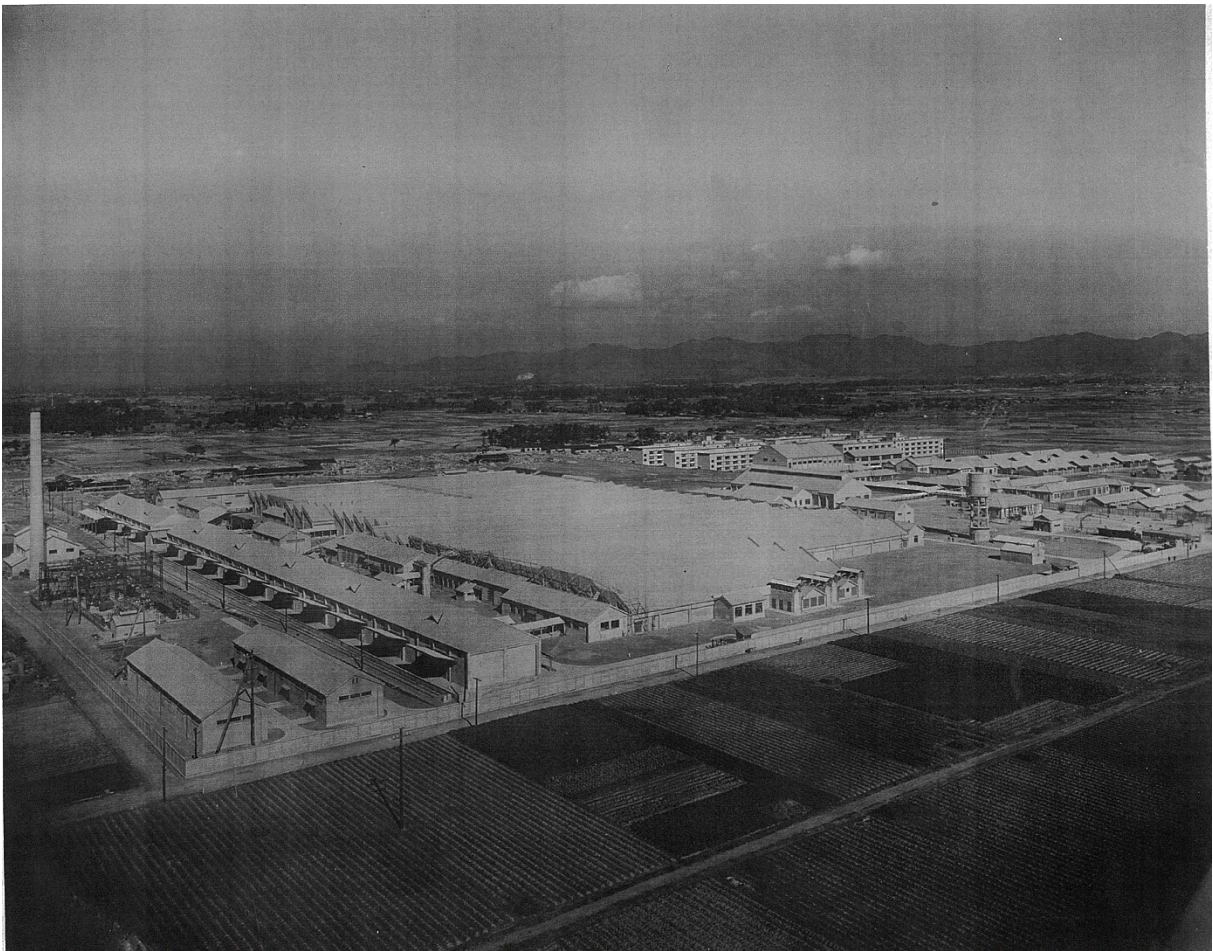
開拓初期の高師原『愛知県開拓史』

出典：豊橋市百年史



工場建設前（ユニチカ（株）旧豊橋事業所）

- ・そうした中、当時の日本を代表する企業である大手繊維メーカーの大日本紡績株式会社（現在のユニチカ株式会社）の新工場建設計画を知った本市は、産官一体となり失業問題の解決や商工業の活性化のため誘致活動に乗り出しました。
- ・激しい誘致合戦の末、昭和26年4月、豊橋市は、市議会の議決を経て大日本紡績株式会社との間で、同社は市内に工場を新設し、これに対し本市は工場用地の無償提供や諸便益の供与をする旨の契約（以下「工場誘致契約」という。）を締結しました。
- ・当該敷地は約8万坪余り、工場としては当時最新鋭の生産設備に加えて社員の宿舎や厚生施設も備えた大規模なもので、昭和26年12月に竣工、従業員約2千人を数える大工場の操業となりました。



工場建設後（ユニチカ（株）旧豊橋事業所）

(2) 工場の撤退と敷地の売却

- ・昭和40年代に入り、国内の繊維産業は厳しい時代を迎えることになりましたが、豊橋の工場（以下「豊橋事業所」という。）においては、昭和43年11月に敷地内に第二工場を新設したほか、電子部品や健康関連といった新分野への進出など、経済環境の変化に対応を図りながら操業が続けられてきました。
- ・しかし、電子部品からの撤退など事業は縮小しており、自社の中期経営計画の中で豊橋事業所の操業を停止する方向性を固めたとして、平成26年10月、ユニチカ社から、本市に対し豊橋事業所を閉鎖すること及び敷地については再開発を前提に第三者へ売却したい旨の意向が伝えられました。
- ・これを受け本市は、平成26年11月に副市長以下、関係部局長で構成する「ユニチカ敷地対策会議」を設け、豊橋事業所の敷地の再開発に関し、情報の共有と周辺区域のまちづくりに及ぼす影響等の検討を進めました。
- ・そして、平成27年10月、ユニチカ社は豊橋事業所の敷地8万坪余りの土地を大手住宅メーカーの積水ハウス株式会社に63億円で売却しました。
- ・以上までのユニチカ跡地における経過と本市の対応を、平成28年5月開催の豊橋市議会総務委員会において説明いたしました。

(3) 住民監査請求から住民訴訟、第二審判決の確定

＜住民監査請求＞

- ・この土地売却に関しまして、住民の中から、「工場誘致契約」によると本件土地は豊橋市に返還すべきものであったとの声があがりました。契約第12条に、「甲（ユニチカ社）は、将来、敷地の内で使用する計画を放棄した部分はこれを乙（豊橋市）に返還する」との定めがあったためです。
- ・そして、平成28年6月、住民695名により、豊橋市監査委員に対し、市長が、ユニチカ株式会社に対して63億円の支払い請求を行う必要な措置を講じるよう勧告することを求める住民監査請求が出されましたが、翌7月に監査委員は、本契約第12条は全面撤退を想定しておらず、操業中における敷地の一部返還について定めた規定であり、また、豊橋市は所有権を有していないため、ユニチカ社に返還義務が生じているとはいえないとして、これを棄却しました。

＜住民訴訟 第一審（原告勝訴）＞

- ・平成28年8月、住民130名により、ユニチカ社は豊橋市に返還すべき土地を売却し豊橋市への返還義務を履行不能にしたとして、豊橋市はユニチカ社に対し土地売却代金相当の63億円及び遅延損害金を支払うよう請求せよとの訴訟が、名古屋地方裁判所に提起（一審）されました。

- ・これを受け、一審の中で本市は、当時、戦後復興中の企業誘致の目的や必要性等を訴えるとともに、先述の「工場誘致契約」には、敷地全部を使用しなくなる場合の定めはなく、本市が返還請求することはできない旨を主張してまいりました。
- ・平成30年2月8日の一審判決では、住民側の主張が認められる内容が言い渡されました。
- ・市長は2月16日の定例記者会見で、一審判決に対する市としての考えと控訴の意向を示しました。

＜住民訴訟 第二審（原判決変更）＞

- ・本市及び補助参加人のユニチカ社は、一審判決を不服として、平成30年2月19日に名古屋高等裁判所に控訴（二審）をしました。
- ・二審の争点は、土地の返還義務の有無とその範囲についてでした。本市は、先述の「工場誘致契約」の当時、8万坪余りの敷地の中には未だ使用計画の定まっていない土地（約2万坪）があったものの、昭和43年に第二工場が建設されたため、全ての土地が使用済みとなり返還の対象となる土地はないとの主張を行ってまいりました。
- ・令和元年7月16日の二審判決は、本市の主張が一部認められ、豊橋市はユニチカ社に対し土地売却代金相当の約21億円及び遅延損害金を支払うよう請求せよという内容の判決が言い渡されました。
- ・工場や社宅の用地など大部分の土地は事業の用に供されたとして本市の主張が認められましたが、一方で、運動場、ゴルフ練習場、花壇、キャンプ場、緑地は事業に直接関係しない施設であって「使用する計画を放棄した部分」にあたるとして返還請求の対象となるとのものでした。
- ・判決が言い渡された当日、市長は臨時の記者会見を開き、二審判決に対する市としての考えと今後の方針を説明しました。

＜上告審 判決確定＞

- ・本市は、運動場や緑地などは厚生施設や環境保全施設として事業活動に不可欠であり、工場と一体不可分のものと考え、令和元年7月29日、第二審判決を不服とし司法の最終判断を仰ぐため、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしました。
- ・そして、令和2年7月21日、最高裁判所は本市の上告及び上告受理申立てについて、既に補助参加人が上告を提起し、また、上告受理申立てをしていたことから、上告を却下し、また、上告審として受理しないとの決定をしました。同時に、住民、ユニチカ社の上告及び上告受理申立てについても、いずれも上告が許される事由に該当しないとして上告を棄却し、また、上告審

として受理しないとの決定をしました。

- 以上により、第二審判決が確定することになりました。決定の到達日当日（7月22日）、市長は臨時の記者会見を開き、市としての考えと今後の対応を説明しました。

2 判決に対する認識

- ・第二審判決（確定）では、敷地のうち「使用する計画を放棄」したとして具体的に返還の対象となる土地は、工場等を建設して操業を開始する前に使用しない旨を表明したと評価できる部分であり、既に事業の用に供し使用されたと評価できる部分については、これに当たらないとされました。
- ・このことについては、使用計画にのっとり、既に工場等が建築された部分は返還の対象でない、という本市の主張の基本的なところは認められたものと考えています。
- ・一方、運動場や緑地などは、未だ使用計画が立案実行されていない土地と評価するのが相当であり、「使用する計画を放棄した部分」に当たり、ユニチカ社に本市への返還義務があると判断されました。
- ・本市としては、従業員の福利厚生のための施設や生活環境の保全を図るための緑地等は事業活動に欠かせないものと考えてまいりましたが、最高裁判所の決定により二審判決が確定することになりましたので、本市は判決に従い、ユニチカ社に対して8月27日に約21億円及び本件土地を売却した日から年5分の割合による遅延損害金を合わせた額の支払を請求しました。同月31日には、遅延損害金を含む2,609,769,855円が本市に入金されましたので、用途を検討した上で予算上の措置を講じてまいります。

参考資料 「経緯の整理表」

<誘致～第二工場建設>

- ・昭和25年12月 5日 覚書の締結
(大日本紡績株式会社、豊橋市、豊橋市議会の間で覚書を締結)
- ・昭和26年 4月 3日 契約の締結
(覚書に係る契約を、市議会の議決(4月2日)を経て豊橋市と同社で締結)
- 12月 5日 豊橋工場竣工 従業員約2,000名
- ・昭和41年 2月21日 疑義事項協議書の取り交わし
- ・昭和43年11月 豊橋工場第二工場竣工
連続自動紡績システム導入

<豊橋事業所撤退の前後>

- ・平成26年 6月13日 ユニチカ社が「新中期経営計画」を公表
- 10月 9日 ユニチカ社長が豊橋市長あて文書を送付
- 10月29日 ユニチカ社長が豊橋市長へ説明
- 11月 5日 豊橋市は「ユニチカ敷地対策会議」を設置
- ・平成27年 3月12日 ユニチカ社が市に「事業所等廃止申告書」提出
- 4月28日 豊橋市は「土壌汚染に係る報告」を報道発表
- 9月16日 ユニチカ社長が豊橋市長へ説明
- 9月28日 ユニチカ社が豊橋事業所の土地を積水ハウス株式会社に売却したことを公表
- ・平成28年 4月 1日 積水ハウス社が建屋解体工事に着工
- 4月25日 積水ハウス社が土地利用計画素案(仮案)を作成
- 5月10日 豊橋市は市議会総務委員会において「ユニチカ跡地の経過と対応」を説明

<住民監査請求～住民訴訟>

・平成28年	6月 2日	鈴木正廣始め請求者695名による住民監査請求 (豊橋市職員措置請求)
	7月25日	請求に対する通知(棄却)
【第一審】		
・平成28年	8月23日	宮入興一他129名による住民訴訟の提起 (損害賠償請求)
	9月13日	訴状の受領
	10月13日	第1回口頭弁論
	12月 8日	第2回口頭弁論
平成29年	2月16日	第3回口頭弁論
	4月12日	第4回口頭弁論
	5月31日	第5回口頭弁論
	7月24日	第6回口頭弁論
	9月28日	第7回口頭弁論
	11月30日	第8回口頭弁論
平成30年	2月 8日	判決言い渡し(原告勝訴 約6.3億円及び遅延損害金を請求せよ。)
【第二審】		
平成30年	2月19日	豊橋市長は判決を不服として控訴
	4月11日	控訴理由書の送付
	6月22日	控訴審第1回口頭弁論
	10月24日	控訴審第2回口頭弁論
平成31年	1月29日	控訴審第3回口頭弁論
	4月23日	控訴審第4回口頭弁論
令和 元年	7月16日	判決言い渡し(原判決変更 約2.1億円及び遅延損害金を請求せよ。)
【上告審】		
令和 元年	7月29日	豊橋市長は判決を不服として上告及び上告受理申立て(上告状兼上告受理申立書の提出) 被控訴人 7/29、補助参加人 7/29 とともに上告及び上告受理申立て
令和 2年	7月21日	最高裁決定 豊橋市は上告却下、上告審として受理しない。二審判決確定 (住民とユニチカ社とともに上告棄却、上告審として受理しない)